平成２２年（フ）第８２号
岐阜市西河渡２丁目37番地２第３後藤コーポ501号室
債務者　川地　芳枝
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８５号
岐阜県瑞穂市別府501番地42
債務者　北島　禎弘
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３４７４号
名古屋市千種区千代田橋２丁目５番６―301号タウン千代田橋住宅
債務者　泉　佐和子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０６号
名古屋市緑区鳴海町字細根110番地の１　コテージみずき101号
債務者　中島恵美子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４０号
愛知県小牧市大字小牧原新田1868番地　サープラスⅢさくら103号
債務者　仙波　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２１号
三重県津市白山町二本木3189　フラット立石Ｂ105号室、住民票上の住所三重県津市美杉町太郎生2107番地
債務者　中井麻知代（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５７号
三重県鈴鹿市道伯５丁目12番39号
債務者　山口　　豊
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５８号
三重県鈴鹿市道伯５丁目12番39号
債務者　山口　貴子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７号
三重県亀山市アイリス町12番地74
債務者　ペレイラ　カチア　シルバナ　カドソ
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１号
三重県津市一身田大古曽236番地
債務者　小山千代子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２号
三重県松阪市嬉野中川町696番地５、前住所三重県鈴鹿市高岡台３丁目12番７号
債務者　桐脇　孝政
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４１号
三重県松阪市嬉野中川町696番地５、前住所三重県鈴鹿市高岡台３丁目12番７号
債務者　桐脇久美代
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１号
滋賀県近江八幡市十王町133番地１
債務者　太田栄美子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２３号
滋賀県東近江市宮川町691番地349
債務者　西村　品子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３４号
滋賀県草津市木川町1118番地20
債務者　清水　博行
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１７７２号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番36―106号
債務者　柏木　秀隆
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６２号
神戸市東灘区魚崎南町３丁目５番12号　102号、従前の住所兵庫県西宮市両度町３番１―2703号
債務者　豊村　幸雄
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部